

## ◆第2部 分野別施策の実施状況

### 第2節 不適正な処理の防止【循環社会推進課】

#### 1 適正処理の推進

##### (1) 廃棄物処理法の周知

廃棄物の適正処理を確保するため、廃棄物処理法では、産業廃棄物委託基準\*1や産業廃棄物管理票（マニフェスト）\*2制度などが定められています。しかしながら、不法投棄などの不適正処理事案が絶

たないことから、近年、同法の改正が頻繁に行われ、規制の強化が図られています。

県では、事業者や産業廃棄物処理業者に対する講習会を開催し、同法の多岐にわたる改正内容について周知徹底を図っています。

表 3-2-1 廃棄物処理法の近年の改正状況

|               |  |               |   |
|---------------|--|---------------|---|
| 平成 18 年<br>改正 | 無害化処理認定制度の創設、石綿含有廃棄物処理基準の創設、石綿含有産業廃棄物等の溶融施設の許可対象施設への追加など。  | 平成 22 年<br>改正 | 排出事業者の適正処理確保のための対策の強化、廃棄物処理施設維持管理対策の強化、廃棄物処理業の優良化の推進、排出抑制の徹底、適正な循環的利用の確保、焼却時の熱利用の促進、収集運搬業の許可の合理化など。 |
| 平成 19 年<br>改正 | 産業廃棄物である「木くず」の範囲の変更など。                                     | 平成 29 年<br>改正 | 許可を取り消された者等に対する措置の強化、特別管理産業廃棄物の多量排出事業者に対する電子マニフェストの使用義務化、有害使用済み機器の保管等にかかる届出等の義務化など。                 |
| 平成 21 年<br>改正 | 無害化処理に係る特例の対象に微量 PCB 汚染廃電気機器等の追加、PCB 廃棄物の焼却施設の維持管理基準の追加など。 | 令和元年<br>改正    | 成年被後見人等に係る欠格条項の見直しなど。   |

##### (2) 不法投棄対策の推進

不法投棄対策としては、「福井県廃棄物不法投棄等対策要領」（平成 3 年策定）や「産業廃棄物処理業者等監視指導マニュアル」（平成 12 年策定）に基づき、各健康福祉センターにおいて不法投棄の重点監視地域を定め、県職員が休日を含めて実施している監視パトロールに、民間委託の監視パトロールを加えたパトロール体制で、年間を通じて監視を実施しています。そのほか、不法投棄 110 番の設置により広く県民から情報提供を受けたり、県が依頼している不法投棄等連絡員からの情報の提供を受けたりするなどして、不法投棄等の未然防止と早期発見に努めています。

また、一般社団法人福井県産業資源循環協会が平成 8 年に設置した「産業廃棄物適正処理指導員」や市町等の各種関係団体と連携した重点監視地域への合同パトロールや、県警ヘリコプターによるスカイパトロールなど広域的なパトロールを実施し、不法

投棄の撲滅に努めています。

さらに、広域・悪質化する不適正事案に迅速かつ的確に対応するため、平成 15 年度には、警察本部からの出向職員を増員し、監視・指導グループを設置したほか、市町職員を県職員に併任し、産業廃棄物に係る立入検査権限を付与するとともに、県の土木事務所職員や農林総合事務所職員等にも立入検査権限を付与し、監視体制の強化を図っています。

また、隣接県との共同取組みとして、県境を走行する産業廃棄物運搬車両の合同路上検査を実施し、廃棄物の適正処理について指導・啓発を行っています。

健康福祉センター、土木事務所、農林総合事務所、市町、警察署、森林組合、内水面漁業協同組合等から組織される「廃棄物不法処理防止連絡協議会」を福井、坂井、奥越、丹南、二州、若狭の 6 ブロック別に設置し、地域ごとに監視体制の強化を図っています。

\*1 産業廃棄物委託基準：排出事業者は、産業廃棄物の運搬または処分を他人に委託する場合には、法令に定められた委託基準に従わなければならない。

\*2 産業廃棄物管理票（マニフェスト）：排出事業者は、産業廃棄物の収集運搬または処分を他人に委託する場合には、必要事項を記載した産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付しなければなりません。この産業廃棄物管理票制度とは、産業廃棄物の処理の工程（収集運搬、中間処理等）ごとに終了の報告を受けていくことで、委託した産業廃棄物が適正に処理されたことを排出事業者が確認する制度であり、排出事業者は最終処分の終了を確認するまで、自らが排出した産業廃棄物についてその処理の責任を負うこととなります。

平成 21 年度からは、不法投棄防止体制強化のための監視カメラの運用を開始し、県内の不法投棄多発場所等に設置しています。

表 3-2-2 令和2年中の廃棄物処理法違反の検挙状況【福井県警察本部生活環境課調べ】

| 区 分  | 検挙件数 | 検挙人員 |
|------|------|------|
| 不法投棄 | 27   | 30   |
| 野外焼却 | 18   | 21   |
| その他  | 1    | 1    |
| 計    | 46   | 52   |



監視カメラの設置



合同路上検査

### (3) 普及啓発事業の実施

廃棄物の不法投棄や野外焼却を未然に防止する意識を高めるため、12月を「不法投棄等防止啓発強調月間」と定め、各種啓発活動を行っています。

令和3年度は、次の事業を実施しています。

- ① 新聞、ラジオ、市町の広報誌による啓発
- ② 懸垂幕の設置、啓発パネルの展示、パンフレットの配布
- ③ 事業所への立入検査、パトロールの実施

### (4) 敦賀市民間最終処分場抜本対策事業の推進

昭和 62 年、キンキクリーンセンター株式会社が敦賀市檜曲地係に設置した廃棄物の管理型最終処分場については、無許可による違法増設が判明したことから、平成 12 年に施設の使用停止を指導しました。

また、生活環境保全上の支障を除去するため、平成 14 年から行政代執行に着手しています。

現在、県では「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」の実施計画に基づき、水処理等施設の維持管理や、水注入等による浄化を進めており、早期の事業完了を目指しています。

※抜本対策事業の取組み状況は、循環社会推進課のホームページに掲載しています。

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/junkan/jigyoku/tsuruga-shisyoyujyokyo-top.html>

不法投棄、野外焼却を見かけたら・・・

**【不法投棄 110番】**

ゼロごみほよい  
電話 0776-20-0584

### 2 優良産業廃棄物処理業者認定制度の普及と啓発

#### (1) 安全で信頼性のある廃棄物処理施設の確保

「福井県産業廃棄物等適正処理指導要綱」において、廃棄物処理施設設置許可の事前審査手続きと廃棄物処理法に定める基準よりも厳しい構造・維持管理基準を定め、施設設置許可の事前審査を行っています。

また、「産業廃棄物処理業者等監視指導マニュアル」に基づき、最終処分場等の立入検査回数を増やすなど施設への監視指導を強化しており、今後とも、処理施設の安全性と信頼性を確保し、県民の生活環境の保全を図っていきます。

#### (2) 優良な処理業者の育成

平成23年の廃棄物処理法改正により、遵法性や事業の透明性、環境配慮の取組みなど、一定の基準を満たした処理業者を認定する「優良産業廃棄物処理業者認定制度」が創設されました。当該制度は、優良基準に適合し、認定を受けた処理業者（以下「優良認定処理業者」という。）について、処理業更新期間の延長等の特例<sup>\*1</sup>を付与するとともに、排出事業者が優良な処理業者を選定しやすい環境を整備することで、産業廃棄物の適正処理の推進を図ることを目的としています。

本県では、115社が優良認定処理業者となっています（令和3年3月末日現在）。

#### (3) 廃棄物処理施設、リサイクル施設見学会

廃棄物処理施設の重要性に対する地域住民の理解促進を図るため、施設見学会を実施しています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施を見送りました。

<sup>\*1</sup>優良認定処理業者に対する特例措置：産業廃棄物処理業の許可更新時において一定の基準を満たした処理業者に対し、通常5年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間を7年に延長する等の特例措置が設けられています。